

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年12月16日提出
【計算期間】	第14期(自 2020年4月8日至 2020年10月7日)
【ファンド名】	N E X T F U N D S J P X日経インデックス4 0 0 連動型上場投信
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

JPX日経インデックス400（「対象株価指数」といいます。）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。）を目指します。

JPX日経インデックス400は、東京証券取引所（市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ）に上場する全ての普通株式のうち、時価総額、売買代金、ROE等を基に、株式会社日本取引所グループ、株式会社東京証券取引所および株式会社日本経済新聞社が選定した、原則400銘柄で構成される株価指数です。2013年8月30日を起算日とし、その日の指数値を10,000ポイントとして計算されています。

ファンドの受益権は、金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

■ 信託金の限度額 ■

ファンドの信託の限度額は、5兆円相当です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託の限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

株式の組入比率を高位に維持するために、現金による解約は行なえないこととしていることからこれに代わる換金手段として、金融商品取引所により流通市場を提供するものです。

金融商品取引所での売買

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は1口以上1口単位です。

手数料は申込みの取り扱いの第一種金融商品取引業者等が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取り扱いの第一種金融商品取引業者等へお問い合わせください。

ファンドの設定は株式によって行ないます。

ファンドの設定は原則として株式^()によって行ないます。

受益権の取得（追加設定）については、原則として、委託者が事前に提示する現物株式のポートフォリオ（以下「指定株式ポートフォリオ」といいます。）による設定に限定します。

投資家は指定株式ポートフォリオをもって受益権を取得します。なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が、取得する受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭にて設定するものとします。

また、投資家が指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）

す。）である場合には、原則として、指定株式ポートフォリオの時価総額のうち当該発行会社の株式の時価総額に相当する金額および、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(当該時価総額の0.15%の額)を当該株式に代えて金銭にて設定するものとします。

()ファンドの設定は、以下に示す要件をすべて満たす、委託者の指定する有価証券等(これを「信託適格有価証券等」といいます。)によって行なわれます。

- 1.原則として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること
- 2.原則として有価証券の株数の比率が、運用の基本方針に沿ったものであること
- 3.投資信託及び投資法人に関する法律施行令ならびに同法律施行規則に定めるものであること

追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象株価指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

受益権と株式を交換することができます。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、それに相当する信託財産中の有価証券ポートフォリオと交換することができます。

基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

なお、投資家が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内	株 式	MMF	インデックス型
	海 外	債 券	MR F	
	内 外	不動産投信 その他資産 () 資産複合	ETF	特 殊 型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回		
中小型株		日本	
	年4回		日経225
債券		北米	
一般	年6回		
公債	(隔月)	欧州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	T O P I X
クレジット属性	(毎月)		
()		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	
	その他		その他
その他資産	()	アフリカ	(JPX日経インデックス
()			400)
資産複合		中近東	
()		(中東)	
資産配分固定型			
資産配分変更型		エマージング	

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

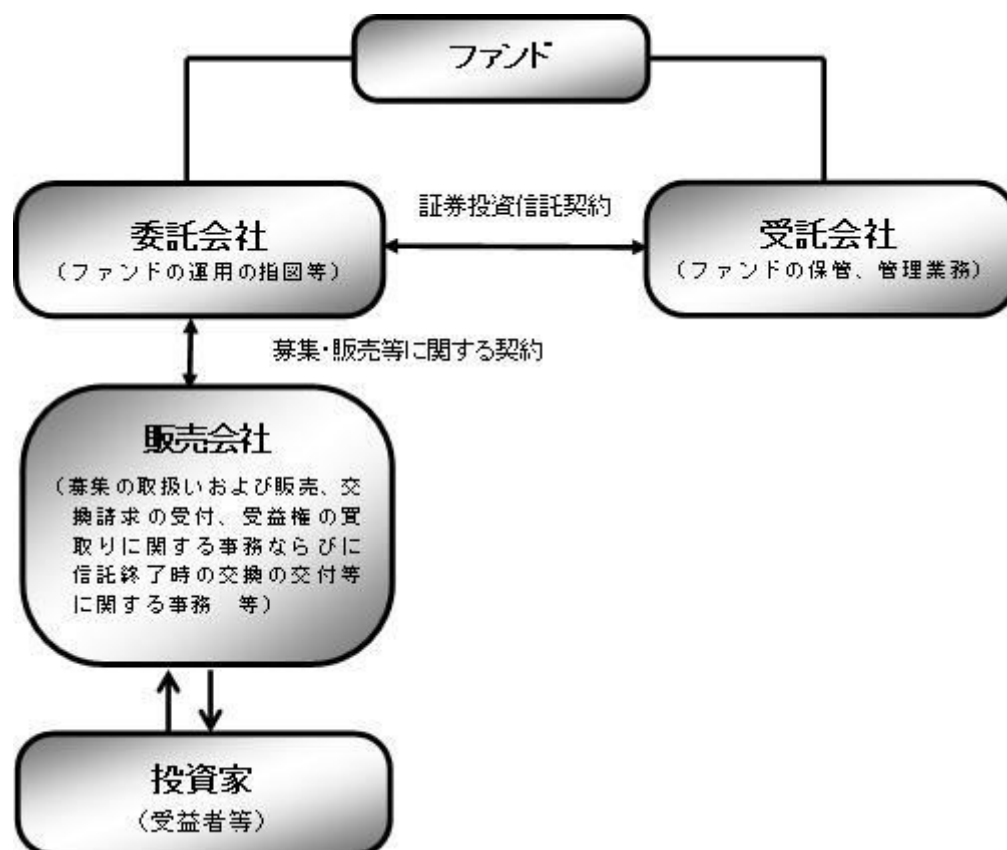
〔特殊型〕

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年1月24日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2014年1月28日	受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

■ 委託会社の概況(2020年10月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドは、JPX日経インデックス400に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を、対象株価指数の算出ルールに基づき計算された対象株価指数における個別銘柄の構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

次の場合には、上記 に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

- ア.対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- イ.対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
- ウ.追加信託または交換が行なわれた場合
- エ.その他連動性を維持するために必要な場合

投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）または店頭売買有価証券登録原簿に登録（登録予定を含みます。）されている銘柄のうち、対象株価指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、対象株価指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

上記 にかかわらず、対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、対象株価指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に対象株価指数またはその他のわが国の株価指数を対象とした先物取引の買建を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ J P X日経インデックス400の著作権等について ■

「 J P X日経インデックス400 」は、株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京証券取引所（以下、総称して「 J P Xグループ」といいます。）並びに株式会社日本経済新聞社（以下、「日経」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「 J P Xグループ」及び「日経」は、「 J P X日経インデックス400 」自体及び「 J P X日経インデックス400 指数」を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「 J P X日経インデックス400 」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て「 J P Xグループ」及び「日経」に帰属しています。

「 N E X T F U N D S J P X日経インデックス400 連動型上場投信 」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「 J P Xグループ」及び「日経」は、その運用及び「 N E X T F U N D S J P X日経インデックス400 連動型上場投信 」の取引に関して、一切の責任を負いません。

「 J P Xグループ」及び「日経」は、「 J P X日経インデックス400 」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。

「 J P Xグループ」及び「日経」は、「 J P X日経インデックス400 」の構成銘柄、計算方法、その他「 J P X日経インデックス400 」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

（２）【投資対象】

わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、対象株価指数に採用されている銘柄の株式および対象株価指数に採用が決定された銘柄の株式とします。

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「運用の指図範囲()」第7号に定めるものに限りまゝす。)に係る権利

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲(信託約款)

() 委託者は、信託財産を、株式に対する投資として運用することを指図します。

() 委託者は、信託財産に属する金銭を上記「(1)投資方針」にしたがって株式に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。)を目指すため、次の各号により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)に表示されるべきものを除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

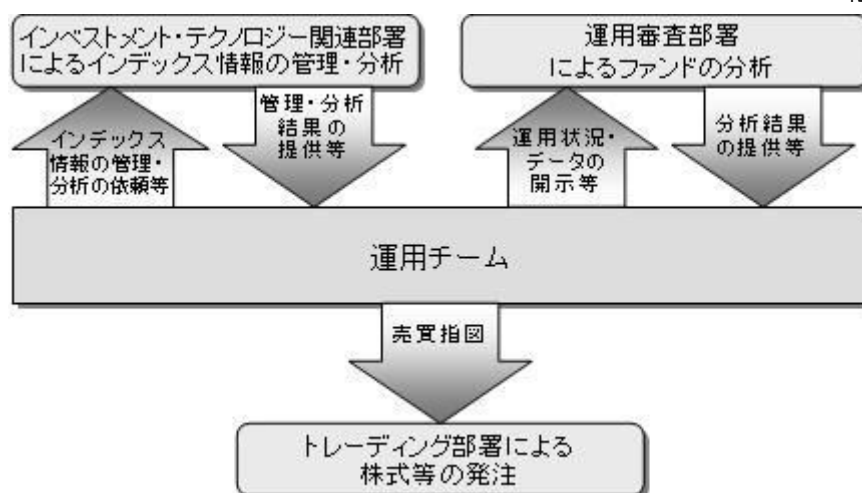
5. 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)

6. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

7. 対象株価指数またはその他のわが国の株価指数を対象とした株価指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。)

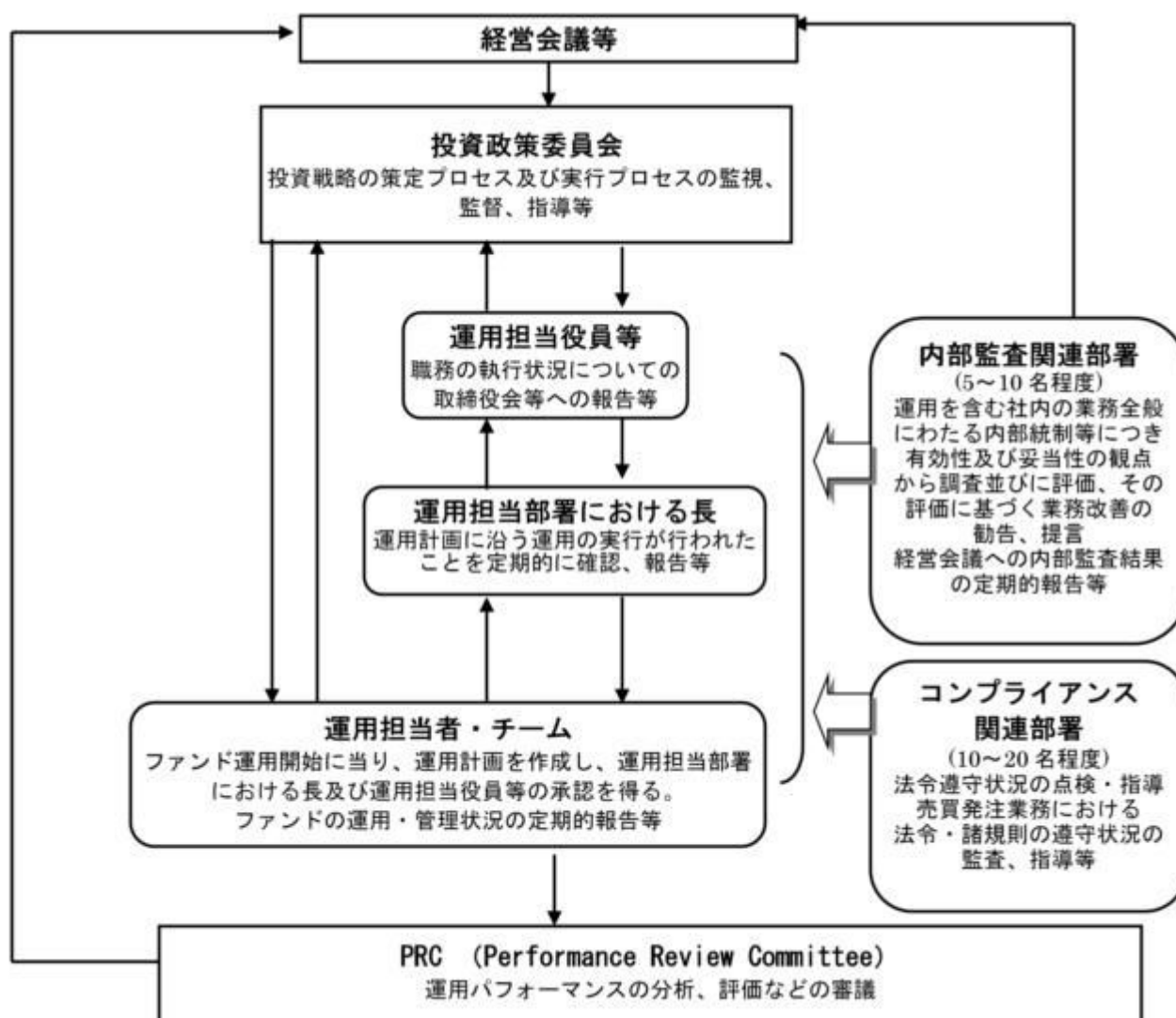
（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

売買益が生じても、分配は行ないません。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・ 株式への投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ・ デリバティブの利用は、運用の基本方針にしたがって株式に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果を目指す目的に限るものとし、対象株価指数またはその他のわが国の株価指数を対象とした先物取引の買建に限り、補完的に行なうことができます。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

（ ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を下記（ ）に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

（ ）上記（ ）の株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式

の時価合計額を超えないこととします。

() 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

() 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款)

() 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

() 上記()の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

() 上記()の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

() 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

() 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

() 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

対象株価指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が対象株価指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと

同指数の構成銘柄異動や個別銘柄の資本異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの

調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
追加設定の一部が金銭にて行なわれた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること
信託報酬等のコスト負担があること

* 対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

ファンドは、受益権の口数が20営業日連続して10万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

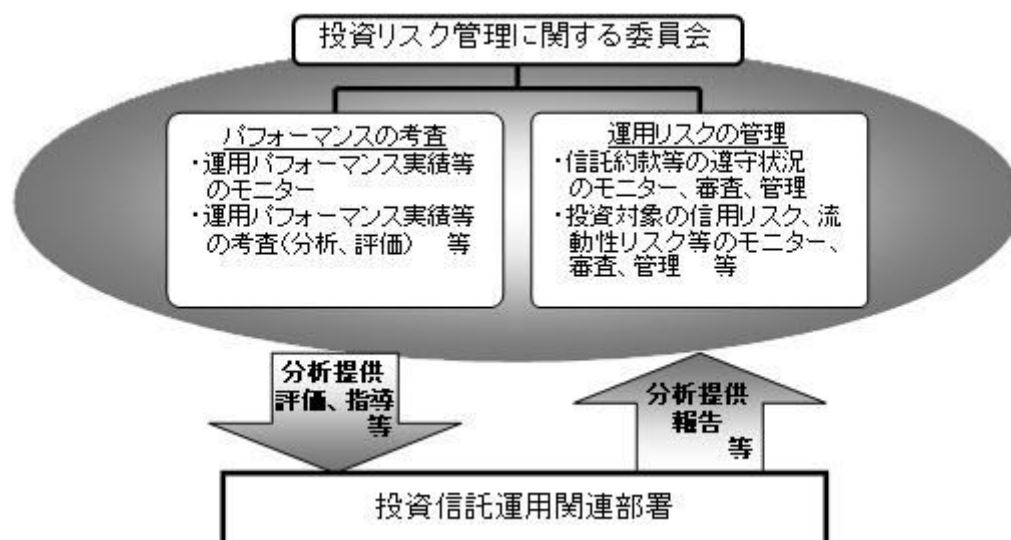
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

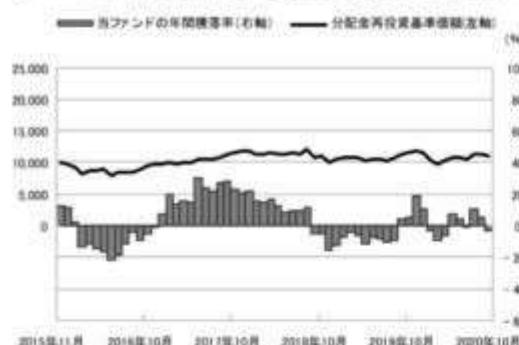


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

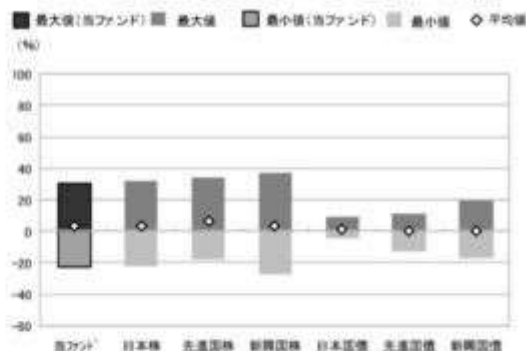
(2015年11月末～2020年10月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



- ＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年11月末を10,000として指数化しております。
- ＊年間騰落率は、2015年11月から2020年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	30.1	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値(%)	△22.1	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値(%)	3.4	3.8	6.5	3.7	1.5	0.7	0.5

- ＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ＊2015年11月から2020年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ＊決算日に対応した数値とは異なります。
- ＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所に所有されています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての提供、保障または販売促進を行いません。証券成り又は金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推薦の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が独自に定める額 とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

取得時手数料は、ファンドの取得に関する事務手続き等の対価として、取得時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

交換時手数料は、ファンドの交換に関する事務手続き等の対価として、交換時に頂戴するものです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。ただし、第1号により計算した額(税抜)に、第2号により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.25%の率を乗じて得た額を超えないものとします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.22%(税抜年0.20%)以内で委託会社が定める率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、2020年12月16日現在の信託報酬率およびその配分については純資産総額の残高に応じて次の通りとします。

純資産総額	5,000億円以下の部分	5,000億円超 1兆5,000億円以下の部分	1兆5,000億円超の部分
信託報酬率	年0.22% (税抜年0.20%)	年0.176% (税抜年0.16%)	年0.132% (税抜年0.12%)
委託会社(税抜)	年0.15%	年0.12%	年0.09%
受託会社(税抜)	年0.05%	年0.04%	年0.03%

2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%(税抜40%)以内の額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、ファンドから支払わない金額については、委託者が負担します。

対象株価指数に係る商標使用料（2020年12月16日現在）

ファンドの純資産総額に対し、最大年0.044%（税抜年0.04%）を乗じて得た額とします。

ファンドの 純資産総額	5000億円以下 の部分	5000億円超 1兆円以下 の部分	1兆円超 の部分
商標使用料 （税抜）	年0.04%	年0.035%	年0.03%

ファンドの上場に係る費用（2020年12月16日現在）

- ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

売却時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

●収益分配金の受取り時

分配金については、20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

●受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債^(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

●収益分配金の受取り時

収益分配金の益金不算入の対象となります。

益金不算入の限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

●受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2020年10月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年10月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	900,471,351,640	98.05
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	17,876,275,504	1.94
合計（純資産総額）		918,347,627,144	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	17,681,010,500	1.92

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	ソニー	電気機器	2,224,100	7,770.55	17,282,484,388	8,674.00	19,291,843,400	2.10
2	日本	株式	任天堂	その他製品	321,900	57,851.88	18,622,523,315	56,980.00	18,341,862,000	1.99
3	日本	株式	キーエンス	電気機器	375,700	49,189.19	18,480,380,495	47,250.00	17,751,825,000	1.93
4	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2,473,300	6,956.01	17,204,309,700	6,793.00	16,801,126,900	1.82
5	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	3,683,300	3,877.05	14,280,338,643	3,887.00	14,316,987,100	1.55
6	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	3,593,200	4,271.89	15,349,783,562	3,970.00	14,265,004,000	1.55
7	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,012,000	7,002.81	14,089,654,552	6,803.00	13,687,636,000	1.49
8	日本	株式	日本電産	電気機器	1,263,300	10,290.88	13,000,472,786	10,500.00	13,264,650,000	1.44
9	日本	株式	ダイキン工業	機械	668,800	18,625.66	12,456,843,201	19,480.00	13,028,224,000	1.41
10	日本	株式	第一三共	医薬品	4,506,500	2,983.42	13,444,798,189	2,748.00	12,383,862,000	1.34
11	日本	株式	HOYA	精密機器	1,041,400	12,189.16	12,693,794,105	11,800.00	12,288,520,000	1.33
12	日本	株式	信越化学工業	化学	882,800	13,843.78	12,221,296,016	13,890.00	12,262,092,000	1.33
13	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	5,241,900	2,295.11	12,030,770,636	2,196.00	11,511,212,400	1.25
14	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,542,000	6,880.32	10,609,458,688	7,267.00	11,205,714,000	1.22
15	日本	株式	ファナック	電気機器	493,600	20,658.44	10,197,009,914	22,050.00	10,883,880,000	1.18
16	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	3,354,500	3,666.14	12,298,069,781	3,239.00	10,865,225,500	1.18
17	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	26,117,000	433.83	11,330,513,549	410.20	10,713,193,400	1.16
18	日本	株式	KDDI	情報・通信業	3,755,200	2,738.65	10,284,206,533	2,792.50	10,486,396,000	1.14
19	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,133,000	2,618.22	10,821,117,215	2,435.00	10,063,855,000	1.09

20	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,469,300	3,019.78	10,476,546,263	2,881.00	9,995,053,300	1.08
21	日本	株式	花王	化学	1,256,900	7,771.52	9,768,035,508	7,420.00	9,326,198,000	1.01
22	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	333,100	27,568.56	9,183,087,458	27,900.00	9,293,490,000	1.01
23	日本	株式	S M C	機械	164,700	57,894.83	9,535,278,737	55,300.00	9,107,910,000	0.99
24	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	3,616,200	2,700.79	9,766,608,442	2,500.00	9,040,500,000	0.98
25	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	7,035,200	1,342.33	9,443,608,630	1,281.50	9,015,608,800	0.98
26	日本	株式	日立製作所	電気機器	2,522,300	3,675.75	9,271,348,516	3,502.00	8,833,094,600	0.96
27	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,830,500	4,774.71	8,740,119,233	4,659.00	8,528,299,500	0.92
28	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,389,900	2,560.41	8,679,555,846	2,325.50	7,883,212,450	0.85
29	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	533,500	15,065.98	8,037,703,031	14,585.00	7,781,097,500	0.84
30	日本	株式	エムスリー	サービス業	1,106,100	6,483.24	7,171,120,896	7,027.00	7,772,564,700	0.84

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.05
		鉱業	0.14
		建設業	2.24
		食料品	3.41
		繊維製品	0.34
		パルプ・紙	0.10
		化学	7.43
		医薬品	6.54
		石油・石炭製品	0.46
		ゴム製品	0.61
		ガラス・土石製品	0.73
		鉄鋼	0.44
		非鉄金属	0.58
		金属製品	0.30
		機械	5.47
		電気機器	17.34
		輸送用機器	5.58
		精密機器	3.10
		その他製品	2.85
		電気・ガス業	1.18
		陸運業	3.58
		空運業	0.39
		情報・通信業	9.29
		卸売業	4.52
		小売業	4.85
		銀行業	4.17
		証券、商品先物取引業	0.84

	保険業	2.42
	その他金融業	1.11
	不動産業	2.13
	サービス業	5.71
合 計		98.05

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	J P X 日経インデックス400 (2020年12月限)	買建	12,491	日本円	18,523,134,965	17,681,010,500	1.92

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2020年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1計算期間	(2014年 4月 7日)	22,804	23,004	10,865.0000	10,960.0000	10,910
第2計算期間	(2014年10月 7日)	100,938	101,686	11,743.0000	11,830.0000	11,750
第3計算期間	(2015年 4月 7日)	213,866	215,519	14,366.0000	14,477.0000	14,380
第4計算期間	(2015年10月 7日)	228,408	230,267	13,393.0000	13,502.0000	13,400
第5計算期間	(2016年 4月 7日)	232,106	234,510	11,490.0000	11,609.0000	11,480
第6計算期間	(2016年10月 7日)	295,021	297,677	12,107.0000	12,216.0000	12,090
第7計算期間	(2017年 4月 7日)	417,199	421,322	13,359.0000	13,491.0000	13,360
第8計算期間	(2017年10月 7日)	523,810	528,272	14,909.0000	15,036.0000	14,920
第9計算期間	(2018年 4月 7日)	597,108	602,908	15,236.0000	15,384.0000	15,250
第10計算期間	(2018年10月 7日)	721,635	728,212	15,910.0000	16,055.0000	15,920
第11計算期間	(2019年 4月 7日)	727,050	735,380	14,489.0000	14,655.0000	14,480
第12計算期間	(2019年10月 7日)	797,394	805,875	14,103.0000	14,253.0000	14,090
第13計算期間	(2020年 4月 7日)	740,948	750,796	12,639.0000	12,807.0000	12,650
第14計算期間	(2020年10月 7日)	948,747	956,728	14,861.0000	14,986.0000	14,840
	2019年10月末日	842,790	—	14,952.0000	—	14,940
	11月末日	856,787	—	15,221.0000	—	15,220
	12月末日	857,168	—	15,438.0000	—	15,440

2020年 1月末日	851,723	—	15,149.0000	—	15,150
2月末日	781,644	—	13,636.0000	—	13,640
3月末日	748,926	—	12,776.0000	—	12,790
4月末日	784,446	—	13,157.0000	—	13,110
5月末日	852,457	—	14,108.0000	—	14,060
6月末日	862,102	—	14,100.0000	—	14,030
7月末日	841,648	—	13,544.0000	—	13,570
8月末日	922,594	—	14,658.0000	—	14,610
9月末日	943,802	—	14,783.0000	—	14,730
10月末日	918,347	—	14,250.0000	—	14,280

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年 1月24日～2014年 4月 7日	95.0000円
第2計算期間	2014年 4月 8日～2014年10月 7日	87.0000円
第3計算期間	2014年10月 8日～2015年 4月 7日	111.0000円
第4計算期間	2015年 4月 8日～2015年10月 7日	109.0000円
第5計算期間	2015年10月 8日～2016年 4月 7日	119.0000円
第6計算期間	2016年 4月 8日～2016年10月 7日	109.0000円
第7計算期間	2016年10月 8日～2017年 4月 7日	132.0000円
第8計算期間	2017年 4月 8日～2017年10月 7日	127.0000円
第9計算期間	2017年10月 8日～2018年 4月 7日	148.0000円
第10計算期間	2018年 4月 8日～2018年10月 7日	145.0000円
第11計算期間	2018年10月 8日～2019年 4月 7日	166.0000円
第12計算期間	2019年 4月 8日～2019年10月 7日	150.0000円
第13計算期間	2019年10月 8日～2020年 4月 7日	168.0000円
第14計算期間	2020年 4月 8日～2020年10月 7日	125.0000円

【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年 1月24日～2014年 4月 7日	5.7%
第2計算期間	2014年 4月 8日～2014年10月 7日	8.9%
第3計算期間	2014年10月 8日～2015年 4月 7日	23.3%
第4計算期間	2015年 4月 8日～2015年10月 7日	6.0%
第5計算期間	2015年10月 8日～2016年 4月 7日	13.3%
第6計算期間	2016年 4月 8日～2016年10月 7日	6.3%
第7計算期間	2016年10月 8日～2017年 4月 7日	11.4%
第8計算期間	2017年 4月 8日～2017年10月 7日	12.6%

第9計算期間	2017年10月 8日～2018年 4月 7日	3.2%
第10計算期間	2018年 4月 8日～2018年10月 7日	5.4%
第11計算期間	2018年10月 8日～2019年 4月 7日	7.9%
第12計算期間	2019年 4月 8日～2019年10月 7日	1.6%
第13計算期間	2019年10月 8日～2020年 4月 7日	9.2%
第14計算期間	2020年 4月 8日～2020年10月 7日	18.6%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年 1月24日～2014年 4月 7日	2,098,932	—	2,098,932
第2計算期間	2014年 4月 8日～2014年10月 7日	6,693,631	196,877	8,595,686
第3計算期間	2014年10月 8日～2015年 4月 7日	12,092,932	5,801,234	14,887,384
第4計算期間	2015年 4月 8日～2015年10月 7日	5,893,491	3,727,008	17,053,867
第5計算期間	2015年10月 8日～2016年 4月 7日	5,893,904	2,746,309	20,201,462
第6計算期間	2016年 4月 8日～2016年10月 7日	7,691,217	3,524,640	24,368,039
第7計算期間	2016年10月 8日～2017年 4月 7日	9,983,580	3,120,808	31,230,811
第8計算期間	2017年 4月 8日～2017年10月 7日	9,592,536	5,690,130	35,133,217
第9計算期間	2017年10月 8日～2018年 4月 7日	11,692,627	7,636,419	39,189,425
第10計算期間	2018年 4月 8日～2018年10月 7日	9,592,741	3,425,840	45,356,326
第11計算期間	2018年10月 8日～2019年 4月 7日	5,695,205	873,475	50,178,056
第12計算期間	2019年 4月 8日～2019年10月 7日	8,386,829	2,024,401	56,540,484
第13計算期間	2019年10月 8日～2020年 4月 7日	5,195,369	3,113,856	58,621,997
第14計算期間	2020年 4月 8日～2020年10月 7日	6,094,300	872,987	63,843,310

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

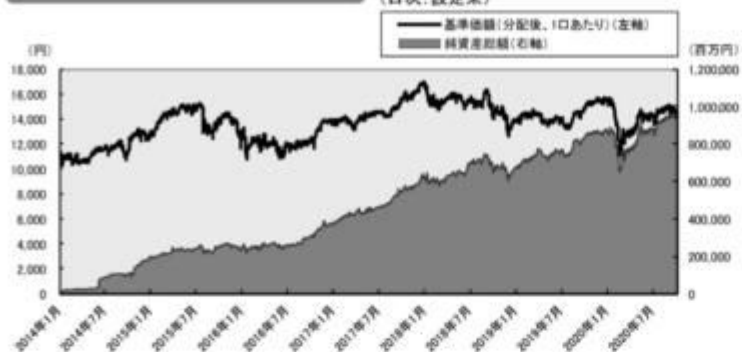
解約口数は交換口数を表示しております。

参考情報

運用実績（2020年10月30日現在）

基準価額・純資産の推移

（日次：設定来）



分配の推移

（1口あたり、課税前）

2020年10月	125 円
2020年4月	168 円
2019年10月	150 円
2019年4月	166 円
2018年10月	145 円
設定来累計	1,791 円

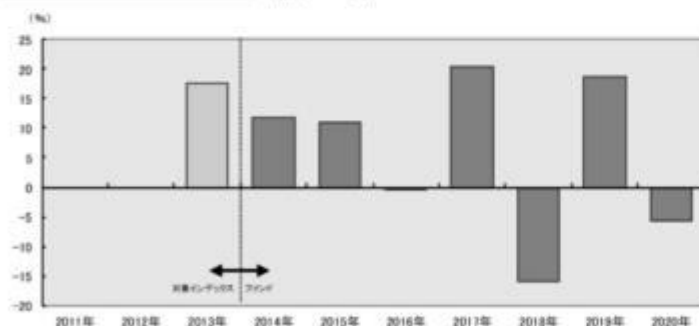
主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（％）
1	ソニー	電気機器	2.1
2	任天堂	その他製品	2.0
3	キーエンス	電気機器	1.9
4	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.8
5	NTTドコモ	情報・通信業	1.6
6	リクルートホールディングス	サービス業	1.6
7	トヨタ自動車	輸送用機器	1.5
8	日本電産	電気機器	1.4
9	ダイキン工業	機械	1.4
10	第一三共	医薬品	1.3

年間収益率の推移

（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・対象インデックスは、2013年8月30日を起算日として計算されているため、2011年から2012年の期間は対象インデックスが存在しないことから、記載を行っていません。
- ・2013年は8月30日から年末までの対象インデックスの収益率。
- ・2014年は設定日（2014年1月24日）から年末までのファンドの収益率。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。
- ・ 取得申込みの受付については、取得申込受付日の前営業日（「取得申込日」といいます。）の午後4時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

なお、原則として、次の各号の期日および期間（以下「申込不可日」という場合があります。）には、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、次に該当する申込不可日であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される申込不可日（第5号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付を行なうことができます。

1. 毎月最終営業日の前営業日
2. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
3. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々5営業日前から起算して6営業日以内
4. ファンドの決算日の前月最終営業日の2営業日前からファンドの決算日の前営業日まで
5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・ 販売の単位は、1ユニット以上1ユニット単位とします。

なお、「ユニット」とは、対象株価指数に連動すると委託者が想定する、1単位の株式のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。

1ユニットの受益権の口数¹は、10万口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

- 1 信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ（原則日々公表するものとします。）を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所または認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場で取引される銘柄の株式の場合）が定める一売買単位（「取引所売買単位」といいます。）の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めます。

- ・ 受益権の取得（追加設定）については、原則として、委託会社が事前に提示する現物株式のポートフォリオ（「指定株式ポートフォリオ」といいます。）による設定に限定します。
- ・ 取得申込日の2営業日前までに、申込ユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを販売会社に提示します。
- ・ 取得申込者は、取得申込のユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを取得申込日から起算して3営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします²。

- 2 取得申込者が、指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。)である場合には、原則として、取得申込者は、指定株式ポートフォリオにおける当該株式の時価総額に相当する金額および、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(当該時価総額の0.15%の額)を当該株式に代えて金銭にて、取得申込日から起算して3営業日目までに販売会社に支払うものとします。

- ・取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。）は、取得申込を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。
また、当該通知が取得申込の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込を取次いだ販売会社がその責を負うものとします。
- ・指定株式ポートフォリオの時価評価額が取得する受益権の評価額に満たない場合は、取得申込者は、その差額に相当する金額を取得申込日から起算して3営業日目までに販売会社に支払うものとします。
- ・受益権の販売価額は、取得申込受付日(取得申込日の翌営業日)の基準価額とします。
- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込みの受け付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する指定株式ポートフォリオ等（株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

受託者は、追加信託にかかる指定株式ポートフォリオ等について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

(a)信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(b)受益権と信託財産に属する株式との交換

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日（「交換申込日」といいます。）までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対

する持分に相当する株式との交換（「交換」といいます。）を請求することができます。なお、交換申込日の午後4時までに委託者に交換の連絡をして受理されたものを、交換の申込みとして取扱います。

上記にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。

1. 毎月最終営業日およびその前営業日
2. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
3. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々5営業日前から起算して7営業日以内
4. ファンドの決算日の前月最終営業日の2営業日前からファンドの決算日の前営業日まで
5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、交換請求の受付けを停止した場合には、受益者は当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとしします。

- ・ 交換の単位は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの（以下「最小交換口数」といいます。）とし、10万口とします。

なお、対象株価指数の値上がりなどにより、基準とする口数は変更されることがあります。

- ・ 受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって、販売会社所定の方法で行なうものとしします。
- ・ 販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとしします。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したのものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換株式の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したのものとして取り扱います。

- ・ 交換の価額は、交換請求受付日（交換申込日の翌営業日）の基準価額とします。
- ・ 販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとしします。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情

があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で交換請求の受付けを停止すること、およびすでに受付けた交換請求の受付けを取り消す場合があります。

また、交換請求の受付けを停止した場合には、受益者は当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

- ・ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

また、当該通知が交換の請求の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ販売会社がその責を負うものとします。

（交換で交付する銘柄・株数の計算）

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日（交換申込日の翌営業日）の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍（以下「単位株数」といいます。）とします。

なお、具体的な計算方法は、原則として以下の通りです。

交換申込日の翌営業日における、信託財産中の株式時価総額のうち、交換口数分の概算株式時価総額を計算します。

上記 で求めた時価総額に、ファンドが保有している銘柄の時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の株数を計算します。

上記 で求めた各銘柄の株数を、単位株数の整数倍に、単位株数未滿を四捨五入することにより調整します。（これを「仮交換ポートフォリオ」とします。）

上記 で求めた仮交換ポートフォリオに各銘柄の時価を乗じ、仮交換ポートフォリオの時価総額を計算します。

上記 で求めた仮交換ポートフォリオの時価総額が上記 で求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は仮交換ポートフォリオについて、以下の調整を行ないます。

（ ）上記 における四捨五入の結果、繰り上げた金額（「繰り上げた株数×当該銘柄の株価」をいい、以下「繰上金額」といいます。）が一番大きい銘柄を1単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

（ ）新たな仮交換ポートフォリオの時価総額が上記 で求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は、 における繰上金額が次に大きい銘柄を1単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

（ ）上記（ ）を繰り返します。

原則として、上記 で求めた交換ポートフォリオを構成する銘柄・株数が交換で交付する銘柄・株数となります。

なお、交換を請求した受益者が複数いる場合等において、四捨五入による丸め誤差の影響等により、各受益者毎の交換株数の合計がファンドで保有する株数を超過してしまう銘柄が生じた場合等には、交換

ポートフォリオから当該銘柄を1単位株数分減じる等の調整を行なう場合があります。

交換により交付する銘柄は、必ずしも対象株価指数を構成する全ての銘柄になる訳ではありません。また、交換により交付する個別銘柄の構成比は、必ずしも対象株価指数を構成する個別銘柄の構成比と等しくなる訳ではありません。

(交換する受益権口数の確定)

委託者は、受益者が最小交換口数の整数倍の振替受益権をもって交換の請求を行ない、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株式の株数を計算し、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。

委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、交換請求受付日の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とし、店頭売買有価証券市場で取引される銘柄の株式については最終価格又はこれに準ずるものとして合理的に算出した価格とします。）に上記「交換で交付する銘柄・株数の計算」に基づき計算された株数を乗じて得た金額とします。

(交換による株式の交付等)

受託者は、交換のための振替受益権の抹消の申請の手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(c) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者と協議に基づいて受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして計算されたものとします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、ファンドにおいては1口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

< 追加信託金額の計理処理 >

（ ）追加信託に相当する金額は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額に前記「1 申込(販売)手続等 2」中の経費に相当する金額を加えた額とします。

（ ）追加信託に相当する金額は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

< 受益権と株式の交換の計理処理 >

受益権と株式の交換にあっては、交換必要口数(交換の請求を行なった受益者が対象株価指数構成銘柄の発行会社等である場合において受益権を返還する場合は、当該受益権の口数を控除して得た口数)に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理

します。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(2014年1月24日設定)。

（４）【計算期間】

毎年4月8日から10月7日までおよび10月8日から翌年4月7日までとします。

最終計算期間の終了日は、信託約款の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

- () 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が20営業日連続して10万口を下回った場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

(b) 信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項()」について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(c)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- () 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約

または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(c)信託約款の変更等」()に規定する書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

() 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

() 上記()ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

() 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

() 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h) 有価証券売却等の指図

委託者は、信託財産に属する株式の売却の指図ができます。

(i) 再投資の指図

委託者は、株式の売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j) 受託者による資金立替え

信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い

() 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

() 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(l) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

() 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、

裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

() 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(m) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(n) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(o) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(p) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者）にあっては、氏名または名称および住所とします。）が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

() 受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

() 会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記()の受益者の氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）ならびにその他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出するものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。

() 会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記()の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

* 2016年1月1日以後に行なう受託者への登録について適用し、同日前に行なった受託者への登録については、なお従前の例によるものとします。

2016年1月1日前に受託者への氏名または名称および住所の登録を行なった者は、同日から3年を経過した日以後最初に到来する計算期間の終了する日（同日において個人番号または法人番号を有しない者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により同日以後に個人番号または法人番号が初めて通知された日から一月を経過する日とします。）までに、受託者に個人番号または法人番号の登録を行なうものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

(b) 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、10万口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取することを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額)とします。

委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権(信託財産が買取った受益権を含みます。)を失効したものとして取扱うこととし、受託

者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

上記にかかわらず、次の場合には、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取することを原則とします。

1. 受益者の有する口数から株式の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権

2. 10万口に満たない振替受益権(取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。)

販売会社は、受益者を買取りを行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

株式の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から行ないます。

信託財産が買取った受益権については、前述の個別時価総額が確定した日から3営業日目に金銭の交付を行ないます。

受益者が、株式の交換について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

NEXT FUNDS J P X日経インデックス400連動型上場投信

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(2020年4月8日から2020年10月7日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第13期 (2020年 4月 7日現在)	第14期 (2020年10月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	75,869,274,144	69,246,177,380
株式	715,983,637,960	930,087,181,580
派生商品評価勘定	1,167,296,142	383,866,450
未収入金	9,989,996,620	269,211,600
未収配当金	9,178,670,157	7,929,272,671
未収利息	8,540,431	6,057,680
その他未収収益	74,210,990	82,183,745
差入委託証拠金	1,137,336,918	616,470,500
流動資産合計	813,408,963,362	1,008,620,421,606
資産合計	813,408,963,362	1,008,620,421,606
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,457,000	24,709,500
未払収益分配金	9,848,495,496	7,980,413,750
未払受託者報酬	213,861,028	221,319,076
未払委託者報酬	646,179,689	667,298,523
未払利息	68,386	28,855
有価証券貸借取引受入金	61,659,746,016	50,704,650,401
その他未払費用	91,084,492	274,253,881
流動負債合計	72,460,892,107	59,872,673,986
負債合計	72,460,892,107	59,872,673,986
純資産の部		
元本等		
元本	681,539,337,122	742,242,322,060
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	59,408,734,133	206,505,425,560
（分配準備積立金）	65,456,419	52,907,267
元本等合計	740,948,071,255	948,747,747,620
純資産合計	740,948,071,255	948,747,747,620
負債純資産合計	813,408,963,362	1,008,620,421,606

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期 自 2019年10月 8日 至 2020年 4月 7日	第14期 自 2020年 4月 8日 至 2020年10月 7日
営業収益		
受取配当金	10,770,371,640	8,873,804,882
有価証券売買等損益	84,167,373,237	131,160,106,078
派生商品取引等損益	1,198,965,468	4,042,308,151
その他収益	176,553,991	199,688,249
営業収益合計	74,419,413,074	144,275,907,360
営業費用		
支払利息	11,687,114	10,608,776
受託者報酬	213,861,028	221,319,076
委託者報酬	646,179,689	667,298,523
その他費用	237,094,368	227,619,710
営業費用合計	1,085,447,971	1,105,628,533
営業利益又は営業損失（ ）	75,504,861,045	143,170,278,827
経常利益又は経常損失（ ）	75,504,861,045	143,170,278,827
当期純利益又は当期純損失（ ）	75,504,861,045	143,170,278,827
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	140,054,813,438	59,408,734,133
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,144,402,670	14,080,544,858
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,144,402,670	14,080,544,858
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,437,125,434	2,173,718,508
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,437,125,434	2,173,718,508
分配金	9,848,495,496	7,980,413,750
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	59,408,734,133	206,505,425,560

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 4月 8日から2020年10月7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第13期 2020年 4月 7日現在	第14期 2020年10月 7日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 58,621,997口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 63,843,310口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 12,639円	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 14,861円
3. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 61,322,373,310円	3. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 48,714,357,960円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 2019年10月 8日 至 2020年 4月 7日	第14期 自 2020年 4月 8日 至 2020年10月 7日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程

項目		
当期配当等収益額	A	10,958,612,745円
分配準備積立金	B	52,474,255円
配当等収益合計額	C=A+B	11,011,087,000円
経費	D	1,097,135,085円
収益分配可能額	E=C-D	9,913,951,915円
収益分配金	F	9,848,495,496円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	65,456,419円
口数	H	58,621,997口
1口当たり分配金	I=F/H	168円

2. その他費用

その他費用のうち173,256,388円は、対象指数についての商標使用料であります。

項目		
当期配当等収益額	A	9,084,101,907円
分配準備積立金	B	65,456,419円
配当等収益合計額	C=A+B	9,149,558,326円
経費	D	1,116,237,309円
収益分配可能額	E=C-D	8,033,321,017円
収益分配金	F	7,980,413,750円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	52,907,267円
口数	H	63,843,310口
1口当たり分配金	I=F/H	125円

2. その他費用

その他費用のうち180,389,616円は、対象指数についての商標使用料であります。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第13期 自 2019年10月 8日 至 2020年 4月 7日	第14期 自 2020年 4月 8日 至 2020年10月 7日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

第13期 2020年 4月 7日現在	第14期 2020年10月 7日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第13期 自 2019年10月 8日 至 2020年 4月 7日	第14期 自 2020年 4月 8日 至 2020年10月 7日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第13期 自 2019年10月 8日 至 2020年 4月 7日		第14期 自 2020年 4月 8日 至 2020年10月 7日	
期首元本額	657,339,666,984円	期首元本額	681,539,337,122円
期中追加設定元本額	60,401,359,994円	期中追加設定元本額	70,852,331,800円
期中一部交換元本額	36,201,689,856円	期中一部交換元本額	10,149,346,862円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第13期 自 2019年10月 8日 至 2020年 4月 7日	第14期 自 2020年 4月 8日 至 2020年10月 7日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	86,737,466,485	129,460,874,270
合計	86,737,466,485	129,460,874,270

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第13期(2020年 4月 7日現在)				第14期(2020年10月 7日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引								
株価指数先物取引								
買建	23,486,736,918	-	24,655,750,000	1,165,839,142	18,131,795,500	-	18,493,010,000	359,156,950
合計	23,486,736,918	-	24,655,750,000	1,165,839,142	18,131,795,500	-	18,493,010,000	359,156,950

（注）時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年10月7日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	日本水産	705,400	446.00	314,608,400	貸付有価証券 300株
		マルハニチロ	101,900	2,345.00	238,955,500	貸付有価証券 1,000株
		国際石油開発帝石	2,594,200	580.00	1,504,636,000	貸付有価証券 1,664,700株
		安藤・間	420,000	743.00	312,060,000	貸付有価証券 800株
		東急建設	206,600	473.00	97,721,800	貸付有価証券 1,600株
		コムシスホールディングス	250,100	2,886.00	721,788,600	貸付有価証券 6,700株
		大成建設	543,200	3,640.00	1,977,248,000	貸付有価証券 200株
		大林組	1,629,000	956.00	1,557,324,000	
		清水建設	1,653,200	791.00	1,307,681,200	貸付有価証券 11,500株
		長谷工コーポレーション	630,600	1,397.00	880,948,200	貸付有価証券 33,800株
		鹿島建設	1,278,900	1,261.00	1,612,692,900	
		西松建設	125,500	2,100.00	263,550,000	貸付有価証券 4,400株
		三井住友建設	393,500	449.00	176,681,500	貸付有価証券 3,000株
		前田建設工業	408,000	779.00	317,832,000	貸付有価証券 700株
		戸田建設	676,500	715.00	483,697,500	貸付有価証券 48,100株
		熊谷組	75,500	2,664.00	201,132,000	
		大東建託	177,800	9,357.00	1,663,674,600	貸付有価証券 3,000株
		N I P P O	134,800	2,898.00	390,650,400	貸付有価証券 100株
		五洋建設	645,800	674.00	435,269,200	貸付有価証券 5,600株
		住友林業	412,600	1,715.00	707,609,000	貸付有価証券 18,100株
		大和ハウス工業	1,611,700	2,925.50	4,715,028,350	貸付有価証券 200株

積水ハウス	1,766,700	1,859.50	3,285,178,650	貸付有価証券 103,400株
協和エクシオ	247,000	2,727.00	673,569,000	貸付有価証券 1,200株
九電工	114,300	3,030.00	346,329,000	貸付有価証券 100株
森永製菓	122,400	4,200.00	514,080,000	貸付有価証券 100株
江崎グリコ	143,500	4,710.00	675,885,000	貸付有価証券 13,700株
カルビー	237,600	3,435.00	816,156,000	貸付有価証券 1,200株
ヤクルト本社	358,600	5,480.00	1,965,128,000	貸付有価証券 11,900株
明治ホールディングス	344,700	7,860.00	2,709,342,000	
日本ハム	199,300	4,510.00	898,843,000	貸付有価証券 2,800株
アサヒグループホール ディングス	1,139,000	3,740.00	4,259,860,000	貸付有価証券 451,800株（35,200 株）
キリンホールディングス	2,211,100	1,980.00	4,377,978,000	貸付有価証券 781,600株
サントリー食品インター ナショナル	348,800	3,935.00	1,372,528,000	貸付有価証券 53,700株
キッコーマン	375,200	5,490.00	2,059,848,000	貸付有価証券 36,500株
味の素	1,151,400	2,142.00	2,466,298,800	貸付有価証券 500株
キューピー	290,300	2,299.00	667,399,700	貸付有価証券 900株
アリアケジャパン	47,600	7,100.00	337,960,000	
ニチレイ	248,300	2,744.00	681,335,200	
東洋水産	268,200	5,500.00	1,475,100,000	貸付有価証券 3,200株
日清食品ホールディング ス	221,600	9,660.00	2,140,656,000	貸付有価証券 500株
日本たばこ産業	2,795,400	1,991.50	5,567,039,100	貸付有価証券 1,503,000株
帝人	415,000	1,700.00	705,500,000	
東レ	3,683,600	498.80	1,837,379,680	貸付有価証券 100株
ゴールドウイン	92,200	8,160.00	752,352,000	貸付有価証券

				200株
王子ホールディングス	2,126,700	491.00	1,044,209,700	貸付有価証券 300株
クラレ	801,200	1,061.00	850,073,200	貸付有価証券 359,200株
旭化成	3,372,100	939.40	3,167,750,740	
昭和電工	386,300	2,018.00	779,553,400	貸付有価証券 100,300株
住友化学	3,737,700	364.00	1,360,522,800	貸付有価証券 100株
日産化学	280,600	5,500.00	1,543,300,000	貸付有価証券 4,800株
東ソー	786,400	1,746.00	1,373,054,400	
トクヤマ	146,600	2,577.00	377,788,200	
デンカ	185,700	3,220.00	597,954,000	
信越化学工業	873,600	13,840.00	12,090,624,000	貸付有価証券 400株
エア・ウォーター	473,200	1,506.00	712,639,200	
日本酸素ホールディングス	488,900	1,674.00	818,418,600	貸付有価証券 24,600株
三菱瓦斯化学	473,300	2,007.00	949,913,100	貸付有価証券 400株
三井化学	461,900	2,616.00	1,208,330,400	貸付有価証券 4,800株
J S R	474,100	2,513.00	1,191,413,300	貸付有価証券 1,100株
三菱ケミカルホールディングス	3,400,900	627.20	2,133,044,480	貸付有価証券 239,600株
ダイセル	662,400	806.00	533,894,400	貸付有価証券 28,000株
積水化学工業	1,075,900	1,759.00	1,892,508,100	貸付有価証券 1,500株
アイカ工業	152,600	3,700.00	564,620,000	貸付有価証券 100株
宇部興産	256,900	1,835.00	471,411,500	貸付有価証券 1,600株
ダイキョーニシカワ	107,300	609.00	65,345,700	貸付有価証券 2,100株
日油	191,600	4,080.00	781,728,000	
花王	1,243,700	7,772.00	9,666,036,400	貸付有価証券 27,100株

日本ペイントホールディングス	419,800	10,650.00	4,470,870,000	貸付有価証券 17,000株
関西ペイント	571,600	2,585.00	1,477,586,000	貸付有価証券 26,600株
D I C	214,800	2,654.00	570,079,200	貸付有価証券 7,800株
資生堂	1,032,200	6,455.00	6,662,851,000	貸付有価証券 237,300株
ライオン	675,400	2,095.00	1,414,963,000	貸付有価証券 600株
コーセー	97,700	13,730.00	1,341,421,000	貸付有価証券 6,300株
ポーラ・オルビスホールディングス	221,700	2,000.00	443,400,000	貸付有価証券 19,700株
小林製薬	145,600	10,320.00	1,502,592,000	貸付有価証券 300株
日東電工	358,400	7,050.00	2,526,720,000	貸付有価証券 200株
ニフコ	190,700	2,995.00	571,146,500	貸付有価証券 800株
ユニ・チャーム	1,101,400	4,665.00	5,138,031,000	貸付有価証券 81,600株（24,000株）
協和キリン	522,500	2,788.00	1,456,730,000	貸付有価証券 7,200株
武田薬品工業	3,319,500	3,667.00	12,172,606,500	
アステラス製薬	4,503,900	1,505.00	6,778,369,500	貸付有価証券 9,000株
大日本住友製薬	385,000	1,348.00	518,980,000	貸付有価証券 600株
塩野義製薬	653,300	5,424.00	3,543,499,200	貸付有価証券 2,100株
日本新薬	136,000	8,190.00	1,113,840,000	
中外製薬	1,624,700	4,613.00	7,494,741,100	貸付有価証券 44,300株（300株）
科研製薬	88,900	4,670.00	415,163,000	貸付有価証券 1,700株
エーザイ	621,800	9,450.00	5,876,010,000	貸付有価証券 200株
小野薬品工業	1,192,900	3,197.00	3,813,701,300	貸付有価証券 9,700株
久光製薬	137,300	5,300.00	727,690,000	貸付有価証券 14,100株

参天製薬	968,000	2,099.00	2,031,832,000	貸付有価証券 400株
沢井製薬	106,700	5,150.00	549,505,000	貸付有価証券 500株
第一三共	4,459,400	2,985.00	13,311,309,000	貸付有価証券 11,700株
大塚ホールディングス	1,079,600	4,307.00	4,649,837,200	貸付有価証券 1,400株
ペプチドリーム	264,000	4,850.00	1,280,400,000	貸付有価証券 101,300株
出光興産	576,500	2,258.00	1,301,737,000	貸付有価証券 7,700株
E N E O Sホールディングス	7,814,400	385.00	3,008,544,000	貸付有価証券 300株
コスモエネルギーホールディングス	150,400	1,593.00	239,587,200	貸付有価証券 2,600株
横浜ゴム	300,800	1,550.00	466,240,000	貸付有価証券 39,700株
ブリヂストン	1,381,200	3,477.00	4,802,432,400	貸付有価証券 774,200株
住友ゴム工業	466,600	1,018.00	474,998,800	貸付有価証券 308,600株
A G C	476,800	3,195.00	1,523,376,000	貸付有価証券 224,900株
太平洋セメント	328,100	2,793.00	916,383,300	
東海カーボン	507,900	1,184.00	601,353,600	貸付有価証券 129,900株（70,100株）
T O T O	371,100	4,860.00	1,803,546,000	貸付有価証券 2,200株
日本碍子	623,600	1,523.00	949,742,800	貸付有価証券 200株
日本特殊陶業	395,100	1,931.00	762,938,100	貸付有価証券 500株
ニチアス	142,200	2,476.00	352,087,200	
日本製鉄	2,298,900	1,072.00	2,464,420,800	貸付有価証券 36,300株
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,387,300	782.00	1,084,868,600	貸付有価証券 136,300株
日立金属	553,400	1,652.00	914,216,800	貸付有価証券 11,500株
日本軽金属ホールディング	129,970	1,700.00	220,949,000	貸付有価証券

グス				2,800株
住友金属鉱山	656,600	3,270.00	2,147,082,000	貸付有価証券 16,600株
DOWAホールディングス	130,000	3,125.00	406,250,000	貸付有価証券 1,200株
古河電気工業	159,600	2,547.00	406,501,200	貸付有価証券 4,700株
住友電気工業	1,920,600	1,230.50	2,363,298,300	貸付有価証券 2,400株
SUMCO	657,400	1,509.00	992,016,600	貸付有価証券 432,100株
三和ホールディングス	484,300	1,165.00	564,209,500	貸付有価証券 300株
リンナイ	99,900	10,360.00	1,034,964,000	貸付有価証券 1,600株
東プレ	95,800	1,178.00	112,852,400	貸付有価証券 800株
アマダ	637,100	1,023.00	651,753,300	
オーエスジー	253,300	1,764.00	446,821,200	貸付有価証券 24,400株
DMG森精機	325,000	1,514.00	492,050,000	貸付有価証券 47,900株（2,600株）
ディスコ	69,700	26,880.00	1,873,536,000	貸付有価証券 100株
ナブテスコ	302,700	3,955.00	1,197,178,500	貸付有価証券 7,800株
三井海洋開発	54,600	1,650.00	90,090,000	貸付有価証券 1,600株
SMC	163,000	57,900.00	9,437,700,000	貸付有価証券 500株
小松製作所	2,352,900	2,450.50	5,765,781,450	
住友重機械工業	297,300	2,521.00	749,493,300	貸付有価証券 800株
日立建機	208,200	3,790.00	789,078,000	貸付有価証券 8,100株
ハーモニック・ドライブ・システムズ	108,700	6,730.00	731,551,000	貸付有価証券 72,800株
クボタ	2,755,900	1,976.50	5,447,036,350	貸付有価証券 672,000株
ダイキン工業	661,800	18,620.00	12,322,716,000	貸付有価証券 3,100株
ダイフク	265,400	10,740.00	2,850,396,000	貸付有価証券

				200株
竹内製作所	86,900	2,379.00	206,735,100	貸付有価証券 100株
T P R	69,900	1,338.00	93,526,200	貸付有価証券 800株
日本精工	978,000	859.00	840,102,000	貸付有価証券 8,800株
ジェイテクト	498,300	881.00	439,002,300	貸付有価証券 8,400株
T H K	323,800	2,712.00	878,145,600	貸付有価証券 147,400株
マキタ	677,400	5,040.00	3,414,096,000	貸付有価証券 10,300株
三菱重工業	870,500	2,342.00	2,038,711,000	貸付有価証券 1,900株
I H I	374,200	1,467.00	548,951,400	貸付有価証券 6,700株
コニカミノルタ	1,134,900	301.00	341,604,900	貸付有価証券 152,400株
ブラザー工業	634,300	1,722.00	1,092,264,600	貸付有価証券 3,600株
ミネベアミツミ	964,300	2,017.00	1,944,993,100	貸付有価証券 400株
日立製作所	2,495,900	3,676.00	9,174,928,400	貸付有価証券 18,400株
三菱電機	5,194,300	1,442.00	7,490,180,600	貸付有価証券 1,600株
富士電機	313,000	3,315.00	1,037,595,000	貸付有価証券 100株
安川電機	559,100	4,220.00	2,359,402,000	貸付有価証券 10,200株
東芝テック	65,100	4,455.00	290,020,500	貸付有価証券 3,600株
日本電産	1,250,100	10,290.00	12,863,529,000	貸付有価証券 14,700株
日新電機	121,700	1,106.00	134,600,200	
オムロン	465,700	8,080.00	3,762,856,000	貸付有価証券 300株
日本電気	630,100	6,020.00	3,793,202,000	貸付有価証券 100株
富士通	500,800	14,045.00	7,033,736,000	貸付有価証券 200株

ルネサスエレクトロニクス	2,222,000	834.00	1,853,148,000	貸付有価証券 87,300株
セイコーエプソン	644,500	1,202.00	774,689,000	貸付有価証券 16,300株
アルバック	95,500	3,895.00	371,972,500	貸付有価証券 29,600株
エレコム	59,000	4,895.00	288,805,000	
パナソニック	5,934,600	912.70	5,416,509,420	貸付有価証券 100株
富士通ゼネラル	141,000	2,950.00	415,950,000	貸付有価証券 13,600株
ソニー	2,200,900	7,770.00	17,100,993,000	貸付有価証券 15,300株
T D K	250,800	11,710.00	2,936,868,000	
アルプスアルパイン	459,700	1,527.00	701,961,900	貸付有価証券 100株
ヒロセ電機	80,000	14,680.00	1,174,400,000	貸付有価証券 3,400株
横河電機	476,500	1,703.00	811,479,500	貸付有価証券 100株
アズビル	327,800	4,125.00	1,352,175,000	貸付有価証券 400株
日本光電工業	214,600	3,510.00	753,246,000	貸付有価証券 1,300株
堀場製作所	102,900	5,520.00	568,008,000	貸付有価証券 3,700株
アドバンテスト	386,200	5,210.00	2,012,102,000	貸付有価証券 1,700株
キーエンス	371,700	49,190.00	18,283,923,000	貸付有価証券 800株
シスメックス	371,400	10,010.00	3,717,714,000	貸付有価証券 2,500株
O B A R A G R O U P	30,300	3,605.00	109,231,500	貸付有価証券 20,300株（18,900株）
レーザーテック	228,100	8,870.00	2,023,247,000	貸付有価証券 6,300株
スタンレー電気	364,200	3,110.00	1,132,662,000	
カシオ計算機	459,500	1,687.00	775,176,500	貸付有価証券 74,100株
ファナック	488,500	20,655.00	10,089,967,500	
浜松ホトニクス	372,600	5,260.00	1,959,876,000	

京セラ	730,800	6,036.00	4,411,108,800	貸付有価証券 500株
太陽誘電	231,000	3,430.00	792,330,000	貸付有価証券 41,500株
村田製作所	1,525,900	6,878.00	10,495,140,200	貸付有価証券 500株
小糸製作所	311,200	5,280.00	1,643,136,000	貸付有価証券 300株
S C R E E Nホールディングス	90,100	5,880.00	529,788,000	貸付有価証券 500株
キヤノン	2,581,200	1,749.00	4,514,518,800	貸付有価証券 1,400,700株
東京エレクトロン	329,600	27,560.00	9,083,776,000	貸付有価証券 1,200株
トヨタ紡織	151,300	1,564.00	236,633,200	貸付有価証券 100株
豊田自動織機	420,400	6,930.00	2,913,372,000	貸付有価証券 14,500株
デンソー	1,143,700	4,840.00	5,535,508,000	貸付有価証券 400株
川崎重工業	404,200	1,461.00	590,536,200	貸付有価証券 51,600株
いすゞ自動車	1,505,100	997.10	1,500,735,210	
トヨタ自動車	1,991,000	7,003.00	13,942,973,000	
日野自動車	648,700	801.00	519,608,700	貸付有価証券 300株
アイシン精機	427,700	3,475.00	1,486,257,500	貸付有価証券 200株
マツダ	1,528,400	629.00	961,363,600	貸付有価証券 119,500株
本田技研工業	4,089,900	2,618.50	10,709,403,150	貸付有価証券 55,600株
スズキ	1,029,600	4,811.00	4,953,405,600	貸付有価証券 500株
S U B A R U	1,612,600	2,130.00	3,434,838,000	貸付有価証券 4,600株
ヤマハ発動機	734,100	1,649.00	1,210,530,900	貸付有価証券 206,700株
豊田合成	167,700	2,529.00	424,113,300	貸付有価証券 500株
シマノ	194,400	21,390.00	4,158,216,000	貸付有価証券 73,000株

テイ・エス テック	120,600	3,045.00	367,227,000	
テルモ	1,469,900	4,106.00	6,035,409,400	貸付有価証券 51,400株
島津製作所	620,700	3,160.00	1,961,412,000	貸付有価証券 25,700株
ブイ・テクノロジー	24,300	4,590.00	111,537,000	貸付有価証券 7,900株
東京精密	94,200	3,450.00	324,990,000	貸付有価証券 1,300株
ニコン	793,200	716.00	567,931,200	貸付有価証券 52,800株
オリンパス	2,874,200	2,169.00	6,234,139,800	貸付有価証券 3,100株
H O Y A	1,030,500	12,190.00	12,561,795,000	貸付有価証券 800株
朝日インテック	588,400	3,400.00	2,000,560,000	貸付有価証券 14,700株
バンダイナムコホール ディングス	537,000	7,780.00	4,177,860,000	貸付有価証券 2,900株
パイロットコーポレー ション	91,900	3,040.00	279,376,000	
タカラトミー	232,900	989.00	230,338,100	貸付有価証券 3,100株
ヤマハ	308,900	5,110.00	1,578,479,000	貸付有価証券 400株
ピジョン	333,500	4,860.00	1,620,810,000	貸付有価証券 62,400株（8,100株）
任天堂	318,500	57,860.00	18,428,410,000	貸付有価証券 200株
中部電力	1,589,200	1,301.50	2,068,343,800	
関西電力	1,968,100	1,030.50	2,028,127,050	貸付有価証券 9,600株
東北電力	1,297,600	1,007.00	1,306,683,200	貸付有価証券 14,100株
九州電力	1,070,600	966.00	1,034,199,600	貸付有価証券 64,200株
電源開発	413,300	1,603.00	662,519,900	貸付有価証券 16,700株
東京瓦斯	998,900	2,390.00	2,387,371,000	
大阪瓦斯	1,008,000	2,032.00	2,048,256,000	
東武鉄道	541,400	3,265.00	1,767,671,000	貸付有価証券 700株

相鉄ホールディングス	221,600	2,844.00	630,230,400	貸付有価証券 2,500株
東急	1,310,100	1,381.00	1,809,248,100	貸付有価証券 1,800株
小田急電鉄	772,600	2,674.00	2,065,932,400	貸付有価証券 11,300株
京王電鉄	269,500	6,520.00	1,757,140,000	貸付有価証券 100株
京成電鉄	361,500	3,000.00	1,084,500,000	貸付有価証券 9,100株
東日本旅客鉄道	914,300	6,555.00	5,993,236,500	貸付有価証券 11,300株
西日本旅客鉄道	462,900	5,299.00	2,452,907,100	
東海旅客鉄道	431,900	15,420.00	6,659,898,000	貸付有価証券 1,700株
西武ホールディングス	678,200	1,181.00	800,954,200	貸付有価証券 6,600株
近鉄グループホールディングス	492,000	4,580.00	2,253,360,000	貸付有価証券 38,700株
阪急阪神ホールディングス	656,100	3,460.00	2,270,106,000	貸付有価証券 500株
京阪ホールディングス	292,100	4,370.00	1,276,477,000	
名古屋鉄道	539,300	2,902.00	1,565,048,600	貸付有価証券 116,100株
日本通運	170,300	6,160.00	1,049,048,000	貸付有価証券 100株
ヤマトホールディングス	862,400	2,692.00	2,321,580,800	貸付有価証券 13,800株
山九	136,700	4,215.00	576,190,500	貸付有価証券 900株
日立物流	90,100	3,395.00	305,889,500	貸付有価証券 60,300株
日本航空	870,000	2,020.00	1,757,400,000	貸付有価証券 2,400株
A N Aホールディングス	899,300	2,480.00	2,230,264,000	貸付有価証券 602,500株（215,700株）
日鉄ソリューションズ	76,400	3,230.00	246,772,000	貸付有価証券 900株
T I S	509,700	2,224.00	1,133,572,800	
ネクソン	1,285,700	2,585.00	3,323,534,500	貸付有価証券 44,200株

コロプラ	167,200	925.00	154,660,000	貸付有価証券 109,000株（27,500株）
ティーガイア	45,200	1,959.00	88,546,800	貸付有価証券 300株
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	122,800	2,179.00	267,581,200	貸付有価証券 40,900株
GMOペイメントゲートウェイ	107,800	11,390.00	1,227,842,000	貸付有価証券 4,000株
アカツキ	18,000	4,845.00	87,210,000	貸付有価証券 2,400株（1,800株）
野村総合研究所	722,600	3,115.00	2,250,899,000	
オービック	176,700	18,350.00	3,242,445,000	
Zホールディングス	7,000,000	745.00	5,215,000,000	貸付有価証券 12,900株
トレンドマイクロ	272,000	6,310.00	1,716,320,000	貸付有価証券 38,100株
日本オラクル	103,400	11,000.00	1,137,400,000	貸付有価証券 2,200株
伊藤忠テクノソリューションズ	232,200	3,850.00	893,970,000	貸付有価証券 1,200株
大塚商会	275,800	5,330.00	1,470,014,000	貸付有価証券 21,600株
デジタルガレージ	91,800	3,700.00	339,660,000	貸付有価証券 34,600株
日本ユニシス	159,200	3,420.00	544,464,000	貸付有価証券 900株
日本テレビホールディングス	425,500	1,167.00	496,558,500	貸付有価証券 22,200株
日本電信電話	5,187,200	2,295.50	11,907,217,600	貸付有価証券 3,100株
KDDI	3,716,000	2,738.50	10,176,266,000	貸付有価証券 10,200株
光通信	52,600	25,050.00	1,317,630,000	貸付有価証券 200株
NTTドコモ	3,644,700	3,877.00	14,130,501,900	貸付有価証券 26,600株
東宝	300,800	4,465.00	1,343,072,000	貸付有価証券 14,400株
エヌ・ティ・ティ・データ	1,357,100	1,329.00	1,803,585,900	貸付有価証券 4,000株
スクウェア・エニックス	217,400	6,720.00	1,460,928,000	貸付有価証券

ス・ホールディングス				200株
カプコン	240,300	5,920.00	1,422,576,000	貸付有価証券 3,100株
S C S K	117,600	5,790.00	680,904,000	貸付有価証券 6,800株
コナミホールディングス	185,100	4,595.00	850,534,500	貸付有価証券 1,000株
ソフトバンクグループ	2,447,500	6,955.00	17,022,362,500	貸付有価証券 64,600株
双日	2,825,700	243.00	686,645,100	貸付有価証券 110,400株
アルフレッサ ホール ディングス	568,500	2,302.00	1,308,687,000	貸付有価証券 400株
神戸物産	176,500	5,710.00	1,007,815,000	貸付有価証券 118,200株
ダイワボウホールディン グス	43,500	6,550.00	284,925,000	
T O K A Iホールディン グス	270,300	1,034.00	279,490,200	貸付有価証券 1,700株
シップヘルスケアホール ディングス	82,000	5,180.00	424,760,000	貸付有価証券 13,200株
コメダホールディングス	111,500	1,934.00	215,641,000	貸付有価証券 20,600株
第一興商	101,500	3,600.00	365,400,000	貸付有価証券 4,800株
メディカルホールディン グス	552,100	2,085.00	1,151,128,500	貸付有価証券 4,000株
日本ライフライン	151,500	1,400.00	212,100,000	貸付有価証券 1,900株
伊藤忠商事	3,578,400	2,701.50	9,667,047,600	貸付有価証券 2,900株
丸紅	5,325,400	618.90	3,295,890,060	貸付有価証券 25,000株
豊田通商	571,000	3,095.00	1,767,245,000	
兼松	190,800	1,306.00	249,184,800	貸付有価証券 2,700株
三井物産	4,429,700	1,849.00	8,190,515,300	
住友商事	3,227,900	1,280.00	4,131,712,000	
三菱商事	3,354,500	2,561.00	8,590,874,500	
岩谷産業	115,500	3,950.00	456,225,000	貸付有価証券 49,200株
P A L T A C	82,000	5,390.00	441,980,000	

日鉄物産	36,500	3,110.00	113,515,000	
ミスミグループ本社	641,300	2,994.00	1,920,052,200	貸付有価証券 600株
ローソン	129,400	5,070.00	656,058,000	貸付有価証券 86,600株
エービーシー・マート	79,900	5,490.00	438,651,000	貸付有価証券 53,100株
日本マクドナルドホールディングス	214,400	5,140.00	1,102,016,000	貸付有価証券 139,200株（79,100株）
セリア	122,300	4,160.00	508,768,000	貸付有価証券 900株
ビックカメラ	303,400	1,208.00	366,507,200	貸付有価証券 137,100株
MonotaRO	363,800	5,240.00	1,906,312,000	貸付有価証券 113,300株
J・フロント リテイリング	610,900	824.00	503,381,600	貸付有価証券 120,900株
マツモトキヨシホールディングス	211,500	4,060.00	858,690,000	貸付有価証券 4,400株
ZOZO	351,800	2,973.00	1,045,901,400	貸付有価証券 26,500株
ウエルシアホールディングス	304,300	4,410.00	1,341,963,000	貸付有価証券 38,400株（18,800株）
クリエイトSDホールディングス	86,200	3,535.00	304,717,000	貸付有価証券 500株（500株）
すかいらーくホールディングス	573,300	1,538.00	881,735,400	貸付有価証券 384,100株
コスモス薬品	45,200	17,480.00	790,096,000	貸付有価証券 200株
セブン＆アイ・ホールディングス	2,001,400	3,431.00	6,866,803,400	貸付有価証券 982,400株
ツルハホールディングス	111,400	15,040.00	1,675,456,000	貸付有価証券 1,800株
クスリのアオキホールディングス	45,800	8,380.00	383,804,000	貸付有価証券 16,300株
ノジマ	91,000	2,850.00	259,350,000	
良品計画	679,200	1,800.00	1,222,560,000	貸付有価証券 69,500株
パン・パシフィック・インターナショナルホ	1,124,700	2,405.00	2,704,903,500	貸付有価証券 428,500株
ゼンショーホールディン	245,100	2,547.00	624,269,700	貸付有価証券

グス				18,500株
ワークマン	52,800	8,690.00	458,832,000	貸付有価証券 35,300株
ユナイテッドアローズ	53,600	1,547.00	82,919,200	貸付有価証券 4,200株
スギホールディングス	102,100	7,400.00	755,540,000	貸付有価証券 3,600株
ファミリーマート	408,700	2,325.00	950,227,500	貸付有価証券 44,000株（5,200株）
しまむら	59,500	10,590.00	630,105,000	貸付有価証券 1,400株
丸井グループ	468,900	2,097.00	983,283,300	貸付有価証券 8,300株
イオン	1,968,700	2,939.50	5,786,993,650	貸付有価証券 332,100株
イズミ	104,000	3,730.00	387,920,000	貸付有価証券 3,000株
ヤオコー	58,100	7,540.00	438,074,000	貸付有価証券 36,400株
ケーズホールディングス	493,700	1,395.00	688,711,500	
アインホールディングス	62,800	7,540.00	473,512,000	貸付有価証券 8,200株
ニトリホールディングス	221,500	21,630.00	4,791,045,000	貸付有価証券 14,100株
ファーストリテイリング	68,400	66,490.00	4,547,916,000	貸付有価証券 8,600株
サンドラッグ	192,400	3,940.00	758,056,000	貸付有価証券 300株
めぶきフィナンシャルグループ	2,662,100	237.00	630,917,700	貸付有価証券 96,900株
コンコルディア・フィナンシャルグループ	2,926,200	382.00	1,117,808,400	貸付有価証券 89,100株
新生銀行	376,000	1,332.00	500,832,000	貸付有価証券 8,400株
あおぞら銀行	305,200	1,789.00	546,002,800	貸付有価証券 67,300株
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	25,844,300	433.90	11,213,841,770	
りそなホールディングス	5,570,000	368.20	2,050,874,000	貸付有価証券 454,000株
三井住友トラスト・ホールディングス	968,400	2,892.00	2,800,612,800	貸付有価証券 6,600株

三井住友フィナンシャルグループ	3,433,100	3,020.00	10,367,962,000	貸付有価証券 800株
千葉銀行	1,709,800	594.00	1,015,621,200	貸付有価証券 35,600株
セブン銀行	1,711,700	259.00	443,330,300	貸付有価証券 57,200株
みずほフィナンシャルグループ	6,961,680	1,342.50	9,346,055,400	貸付有価証券 871,600株
F P G	158,000	565.00	89,270,000	貸付有価証券 101,400株（4,500株）
S B I ホールディングス	579,000	2,660.00	1,540,140,000	
大和証券グループ本社	4,111,000	450.00	1,849,950,000	貸付有価証券 5,900株
野村ホールディングス	9,014,700	494.10	4,454,163,270	貸付有価証券 10,400株
松井証券	292,700	932.00	272,796,400	貸付有価証券 25,700株
S O M P O ホールディングス	963,300	3,812.00	3,672,099,600	
M S & A D インシュアランスグループホール	1,339,600	2,894.00	3,876,802,400	貸付有価証券 300株
第一生命ホールディングス	2,899,100	1,586.00	4,597,972,600	貸付有価証券 1,400株
東京海上ホールディングス	1,811,400	4,774.00	8,647,623,600	
T & D ホールディングス	1,531,300	1,098.00	1,681,367,400	貸付有価証券 82,900株
全国保証	144,400	4,275.00	617,310,000	貸付有価証券 60,700株（13,100株）
芙蓉総合リース	53,700	6,510.00	349,587,000	貸付有価証券 100株
東京センチュリー	103,200	5,940.00	613,008,000	貸付有価証券 9,500株
イオンフィナンシャルサービス	313,500	1,059.00	331,996,500	貸付有価証券 156,000株
オリエン트コーポレーション	1,385,900	118.00	163,536,200	貸付有価証券 5,900株
オリックス	3,178,600	1,380.50	4,388,057,300	
三菱ＵＦＪリース	1,300,300	494.00	642,348,200	貸付有価証券 4,100株
日本取引所グループ	1,470,500	2,800.00	4,117,400,000	貸付有価証券 14,400株

いちご	652,000	333.00	217,116,000	貸付有価証券 5,200株
ヒューリック	1,062,400	1,033.00	1,097,459,200	貸付有価証券 270,000株
野村不動産ホールディングス	311,200	2,038.00	634,225,600	貸付有価証券 1,600株
プレサンスコーポレーション	84,300	1,452.00	122,403,600	貸付有価証券 3,000株（2,600株）
オープンハウス	161,400	3,790.00	611,706,000	貸付有価証券 400株
東急不動産ホールディングス	1,393,100	490.00	682,619,000	
飯田グループホールディングス	427,400	2,095.00	895,403,000	貸付有価証券 4,200株
パーク 2 4	275,000	1,785.00	490,875,000	貸付有価証券 28,500株
三井不動産	2,490,500	1,909.00	4,754,364,500	
三菱地所	3,589,700	1,632.00	5,858,390,400	
東京建物	506,000	1,286.00	650,716,000	貸付有価証券 300株
住友不動産	1,151,700	3,062.00	3,526,505,400	貸付有価証券 27,600株
スターツコーポレーション	69,700	2,436.00	169,789,200	
イオンモール	256,900	1,617.00	415,407,300	貸付有価証券 1,500株
日本空港ビルデング	163,500	4,710.00	770,085,000	貸付有価証券 94,500株
ミクシィ	126,200	3,080.00	388,696,000	貸付有価証券 7,700株
ジェイエイシーリクルートメント	33,300	1,339.00	44,588,700	貸付有価証券 7,800株（7,800株）
日本M & A センター	379,800	6,210.00	2,358,558,000	
U T グループ	78,100	3,670.00	286,627,000	貸付有価証券 48,900株（19,600株）
エス・エム・エス	154,500	3,135.00	484,357,500	貸付有価証券 1,400株
パーソルホールディングス	496,300	1,693.00	840,235,900	貸付有価証券 10,600株
総合警備保障	197,500	5,030.00	993,425,000	貸付有価証券 1,500株
カカコム	366,700	2,979.00	1,092,399,300	貸付有価証券

				59,500株
ディップ	67,900	2,351.00	159,632,900	貸付有価証券 16,500株（500株）
ベネフィット・ワン	180,600	2,677.00	483,466,200	貸付有価証券 10,900株
エムスリー	1,094,600	6,480.00	7,093,008,000	貸付有価証券 9,900株
アウトソーシング	284,300	1,091.00	310,171,300	貸付有価証券 55,000株
ディー・エヌ・エー	210,000	1,924.00	404,040,000	貸付有価証券 3,300株
博報堂D Yホールディングス	690,300	1,438.00	992,651,400	
電通グループ	558,200	3,055.00	1,705,301,000	貸付有価証券 62,000株
オリエンタルランド	527,900	15,065.00	7,952,813,500	貸付有価証券 6,900株
リゾートトラスト	227,500	1,695.00	385,612,500	貸付有価証券 3,300株
ユー・エス・エス	555,700	1,936.00	1,075,835,200	貸付有価証券 1,600株
サイバーエージェント	305,800	6,290.00	1,923,482,000	貸付有価証券 3,900株
楽天	2,313,600	1,193.00	2,760,124,800	貸付有価証券 1,549,800株
エン・ジャパン	88,200	2,750.00	242,550,000	貸付有価証券 100株
テクノプロ・ホールディングス	99,100	6,820.00	675,862,000	貸付有価証券 2,400株
リクルートホールディングス	3,555,700	4,272.00	15,189,950,400	貸付有価証券 11,700株
リログループ	271,300	2,562.00	695,070,600	貸付有価証券 2,100株
カナモト	87,500	2,401.00	210,087,500	貸付有価証券 26,100株
セコム	526,700	9,387.00	4,944,132,900	貸付有価証券 2,000株
メイテック	60,800	5,320.00	323,456,000	貸付有価証券 200株
小計	銘柄数：396 組入時価比率：98.0%		930,087,181,580 100.0%	
合計			930,087,181,580	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年10月7日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2020年10月30日現在

資産総額	999,719,429,818円
負債総額	81,371,802,674円
純資産総額（ - ）	918,347,627,144円
発行済口数	64,445,981口
1口当たり純資産額（ / ）	14,250円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2020年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

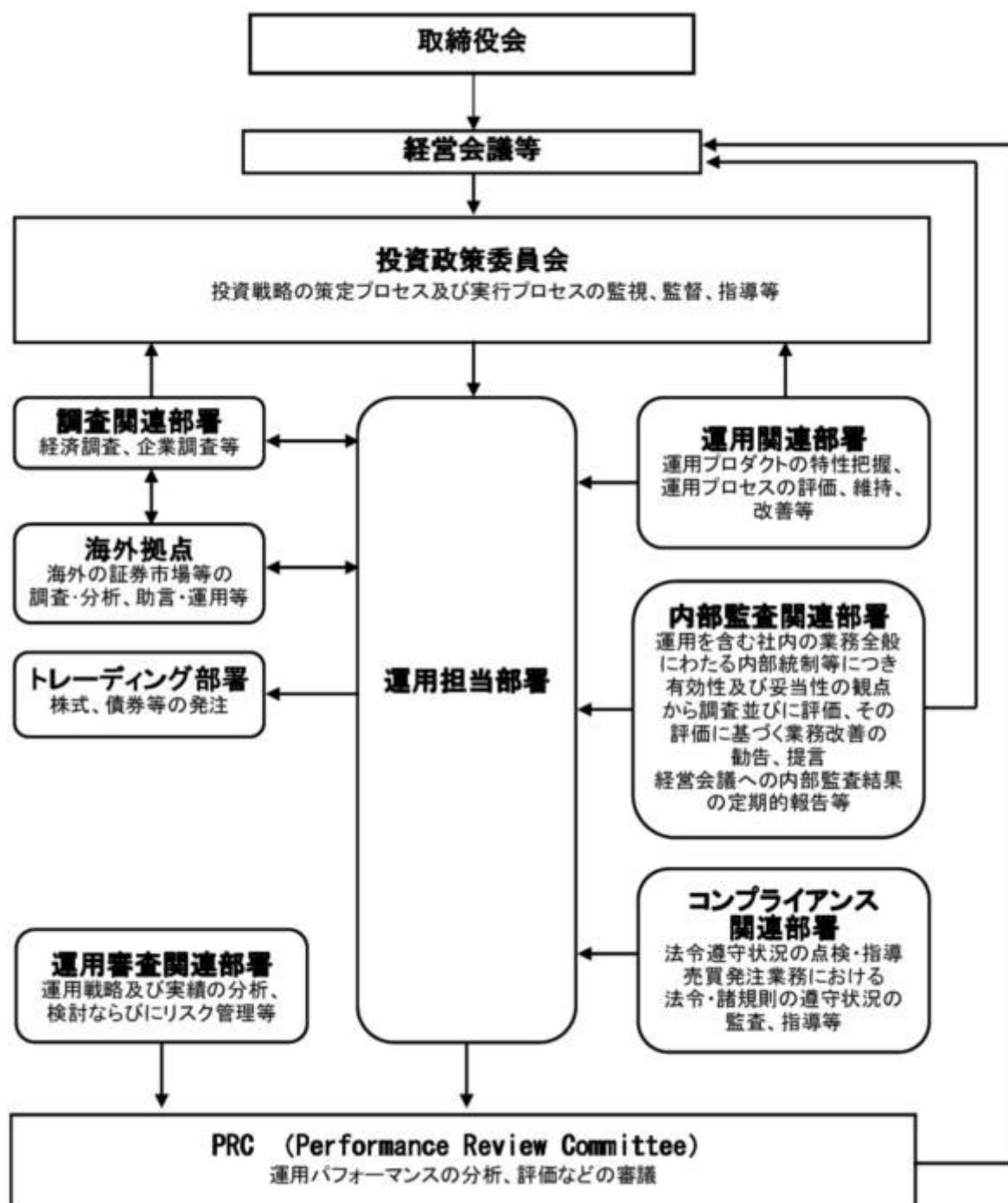
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年9月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	991	31,472,667
単位型株式投資信託	189	830,380
追加型公社債投資信託	14	5,687,903
単位型公社債投資信託	472	1,630,568
合計	1,666	39,621,517

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,562		2,626
金銭の信託			45,493		41,524
有価証券			19,900		24,399
前払費用			27		106
未収入金			500		522
未収委託者報酬			25,246		23,936
未収運用受託報酬			5,933		4,336
その他			269		71
貸倒引当金			15		14
流動資産計			98,917		97,509
固定資産					
有形固定資産			714		645
建物	2	320		295	
器具備品	2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	
その他		0		0	

投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		0	
投資損失引当金		707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本			86,924		85,270
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10
その他有価証券評価差額金			33		10

純資産合計			86,958		85,281
負債・純資産合計			124,679		120,536

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		119,196	115,736
運用受託報酬		21,440	17,170
その他営業収益		355	340
営業収益計		140,992	133,247
営業費用			
支払手数料		42,675	39,435
広告宣伝費		1,210	1,006
公告費		0	-
調査費		30,082	26,833
調査費		5,998	5,696
委託調査費		24,083	21,136
委託計算費		1,311	1,342
営業雑経費		5,435	5,823
通信費		92	75
印刷費		970	958
協会費		86	92
諸経費		4,286	4,696
営業費用計		80,715	74,440
一般管理費			
給料		11,113	11,418
役員報酬		379	109
給料・手当		7,067	7,173
賞与		3,666	4,134
交際費		107	86
旅費交通費		514	391
租税公課		1,048	1,029
不動産賃借料		1,223	1,227
退職給付費用		1,474	1,486
固定資産減価償却費		2,835	2,348
諸経費		10,115	10,067
一般管理費計		28,433	28,055
営業利益		31,843	30,751

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
--	--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		34
当期純利益			25,672		23,996

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826

当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
						別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5 . 消費税等の会計処理方法 6 . 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
---	--

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

（１）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（２）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

（１）概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」

（１）概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 736百万円	建物 761百万円
器具備品 3,106	器具備品 2,347
合計 3,842	合計 3,109

損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。	

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,826百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,820円

基準日 2018年3月31日

効力発生日 2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,980円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,980円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 23,950百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,650円

基準日 2020年3月31日

効力発生日 2020年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒

されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

当事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

1．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

１．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
賞与引当金 1,175	賞与引当金 1,235
退職給付引当金 998	退職給付引当金 1,026
関係会社株式評価減 51	関係会社株式評価減 762
投資有価証券評価減 708	投資有価証券評価減 462
未払事業税 288	未払事業税 285
時効後支払損引当金 172	時効後支払損引当金 177
減価償却超過額 171	減価償却超過額 171
ゴルフ会員権評価減 192	ゴルフ会員権評価減 167
関係会社株式売却損 148	関係会社株式売却損 148
未払社会保険料 82	未払社会保険料 97
その他 633	その他 219
繰延税金資産小計 4,625	繰延税金資産小計 4,754
評価性引当額 1,295	評価性引当額 1,532
繰延税金資産合計 3,329	繰延税金資産合計 3,222
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 15	その他有価証券評価差額金 4
前払年金費用 620	前払年金費用 478
繰延税金負債合計 635	繰延税金負債合計 483
繰延税金資産の純額 2,694	繰延税金資産の純額 2,738

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	1.3%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入（*2）	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

１株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,882円89銭	1株当たり純資産額	16,557円31銭
1株当たり当期純利益	4,984円30銭	1株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,672百万円	損益計算書上の当期純利益	23,996百万円
普通株式に係る当期純利益	25,672百万円	普通株式に係る当期純利益	23,996百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本の額 [*]	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2020年9月末現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
J P モルガン証券株式会社	73,272百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
B N P パリバ証券株式会社	102,025百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
B o f A 証券株式会社	83,140百万円	
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	62,149百万円	
U B S 証券株式会社	32,100百万円	

* 2020年9月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務ならびに信託終了時の交換の交付等を行ないます。

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 6月30日	有価証券届出書
2020年 6月30日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月13日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林 弘 幸

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信の2020年4月8日から2020年10月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信の2020年10月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。